

第2回 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会：議事録(案)（議事要旨）

1. 開会
2. 名合会長あいさつ
3. 協議会設立趣旨修正(案)・規約修正(案)・議事録の取り扱い案についての説明
本協議会と旭川流域懇談会との関係についての説明

協議会設立趣旨(案)に関する意見

発言者等	発言概要等	詳細議事録P
事務局 1,2	・河川管理者の姿勢を示すべきではとの意見を踏まえ、「本協議会での検討結果は、河川管理者への提言としてとりまとめ、河川管理者はその提言を踏まえ、適切な整備・管理を行っていくこととします。」を追記した。	2P
池田委員 6,7 29	・提言がどう反映されたか検証できる仕組みに配慮し、記述頂きたい。 ・協議会での議論が、今後も受け継がれることを明文的に保証してもよいのではないか。	5,6P 24P
名合会長 30	・提言の取り扱いに不信感があるようだが、提言書をベースに検討が次の段階へ進むものと考ええる。	24P
今本委員 31	・本協議会は、河川管理者が設置したもので、河川管理者が委員に何を望むかを提示すべきである。	24P
渡部委員 (事務所長) 32 33	・将来的に、河川法に基づいたいろいろな手続の中で、分流部に限った議論も出てくると考えているが、その際に本協議会での提言も踏まえられようとする。 ・この協議会が、そのまま流域委員会の分科会になるかは、その後の議論として、この協議会を引き継いだ分科会にて十分議論するとのことかどうか。	25P 27P
池田委員 34	・整備計画よりも先に改修計画が動くのではないかと。改修計画の段階において、この地域の有効活用を検討した結果が踏まえられた改修工事、改修計画を進めてほしい。	27P
渡部委員 (事務所長) 35	・仕事の現地の進め方を地域に話していく機会を持っていきたい。その趣旨で、文言については協議会で決定頂いてもよいが。	27P
名合会長 36	・協議会での結果は、当然これからの個々の身近に行われる河川工事においても取り入れられていくものと考えている。	28P
千葉委員 37	・河川管理者は協議会での意見を尊重するという発言があったことを議事録に残せばよいのでは。	28P
名合会長 38,39 *決定事項	・議事録の中に、河川管理者は提言を最大限尊重するという発言があったことを記述することで、設立趣旨については、修正後の原案のような形で表現させて頂きたい。	28, 29P

規約(案)(協議会の運営)に関する意見

発言者等	発言概要等	詳細議事録P
池田委員 15,17	・規約の中に「協議会は会長が召集し、運営は協議会が行うものとする」ということと、「本会の事務局は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置くものとし、協議会の指示に基づき以下の業務を行うという形で、事務局が行う業務の中に会議資料(案)の作成、議事録(案)の作成、取りまとめ及び公表資料(案)の作成」を入れて頂きたい。	13P
名合会長 18	・5条については、第1項、運営は協議会が行うものとするが、これについては前回もそのよ	14P

*決定事項	うなご意見だったと考えるがどうか。「異議なし」	
池田委員 24	・協議会は岡山河川の運営ではなく、協議会自身が運営するのであるから、事務局は岡山河川に置くが資料等の作成は、協議会の指示に基づいて事務局が準備するとするべきである。	17P
名合会長 25	・ちょっと難しいように思うが。あるいは、会長が事務局に指示してお願いするという形で可能性はあると考えるが。	18P
池田委員 26	・基本的に、何を話し合い、何を決めるか、そのためには、どんな資料が必要か決めて準備頂くものとする。	18, 19P
今本委員 27	・あらゆる資料を協議会で決めていくということは、現実には非常に難しいと考える。欲しい資料があれば申し出る、また、協議会が終わった後でも会長、副会長に申し出て、会長、副会長がそれを判断して事務局に指示するという形でどうか。	19P
池田委員 28	・資料があるから協議会の皆さん参考にして下さいという形で出されるのは、一向に構わない。ただ、協議会で使う資料は、協議会の方から求めた資料を出していただくことを原則としたい。	19P
名合会長 48	・各委員は個人か団体の代表かとの話もあったが、これについて少し御意見を伺いたい。	33P
今本委員 49	・先ほど全員が個人であるべきと言ったが、各団体を代表して意見を言う場合もあり得ると考える。	33P
名合会長 51	・各委員は、それぞれバックを持っており、会議の開催とか資料配付には、そのことを配慮頂きたい。	33P
事務局 60 *決定事項	・第7条、事務局について、「本会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置くものとし、以下の業務を行う。なお、協議会から指示された事項を含む」という訂正をしたい。	39P

規約（案）（協議会の意志決定）に関する意見

発言者等	発言概要等	詳細議事録P
池田委員 4,5 16	・ホームページでは、規約、運営要領、傍聴要領は決定された形となっているが、決定されたと認識していない。「協議会の意志決定は、参加した委員の過半数の委員の同意を得て決定する」など、決議のプロセスを規約に明記しないと、何が決まったかわからないまま会議が終了するのではないかと。 ・どこで、いつ、何が、どうやって決まった明確化するために、第5条の3つ目に、「協議の決定については委員の過半数の同意をもって決定する」との文言を入れて頂きたい。	5P 13P
鑛山委員 12	・前回、規約の中に分流部の範囲を記載してほしいと要望したが、ホームページで公開された規約には明示されてなく、いつ否決されたか不明な状況で、姿勢に問題があるのではないかと。	9, 10P
今本委員 19	・目的は提言をまとめることで、提言をどう決定するのかというのは、少し違和感を覚える。全員一致が望ましい姿であり、どうしても同意できない方は、少数意見として補足する形が良いのでは。この協議会は提言を行う機関で、工事をするかどうか等を決めるのは河川管理者である。	14P
鑛山委員 20	・ここでの決定とは、一つ一つの案件に対する会議での討議結果を意味しているのではないかと思う。	15P
池田委員 21	・最後の提言は、できる限り全会一致を基本として、少数意見も補足するものとするが、案件ごとに何が決定したか各委員が確認できるよう区切りをつける意味で、規約に何かルー	15, 16P

	ルを示した方がよいのではないか。	
名合会長 22	・決定すべき項目である規約と設立趣旨については、ここで議論した結果にて、過半数でもよいが何らかの形で決定することでどうか。	16P
池田委員 23	・過半数等にこだわらないで、討議にて決定すべき項目は、「参加した委員の合議により決定する」という形とし、附帯意見については議事録等に記載、保存する形としてはどうか。	16P
事務局 59	・第5条3項は「協議会の討議結果の決定については、参加した委員の合議により決定するものとし、提示された意見は議事録等に記載して保存するものとする」の内容としたい。	39P
名合会長 61,62,63 *決定事項	・この内容には、「決定が必要な場合は」という意味を含んでいるとの解釈で、その必要が必要でないかは、その都度議論することで、規約第5条3項は決定とする。	39, 40P

規約（案）（議事録）に関する意見

発言者等	発言概要等	詳細議事録P
志々田調査 設計課長 3	・前回の議事要旨の確認依頼をした際、生原稿での提示と発言者名の公開について意見があった。この件に関する事務局での検討結果として、公開する議事録は議事要旨とし、発言者の公開については、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれや発言者の積極的な発言意志等に支障を及ぼすおそれもあることから、議事録の発言者名は非公開とする。また、発言内容の確認は重要であることから、各委員に発言者名入り生原稿と議事録（案）（議事要旨）の印刷物を送付したいと考えている。	2,3P
池田委員 8	・議事要旨だけではなく、議事録、詳細原稿、配付資料についても可能な限りすべてオープンにしていく姿勢を是非とって頂きたい。氏名についても「積極的な意志決定等に支障を及ぼすおそれがある場合は非公開にする。」でよいのではないか。	6P
9	・団体を代表して出席しているので、議事録等の資料は可能な限りデジタルデータで頂きたい。そして、配布資料については2週間前には頂きたい。	7P
鑛山委員 11	・議事要旨の依頼の際、詳細議事録が無く正確な確認ができなかったので、議事要旨と詳細議事録の両方を頂きたい。また、このことを規約等に明記して頂きたい。	9P
今本委員 40	・発言した議事要旨だけでは雰囲気かわからないので、発言者名も入れて公開するのに賛成だが、発言したものをそのまま文章にすると、日本語になってない場合が多いため、そういうことは修正し、できるだけオープンにした方がよいのでは。	30P
名合会長 41 *決定事項	・発言者名についても公開した方が良いとの意見があるがどうか。 〔異議なし〕	30P
名合会長 42	・発言要旨的なとりまとめ方についてはどうか。	30P
池田委員 43	・議事録は、基本的には生原稿を議事録とし、議事要旨を別に添付する形でよいのではないか。	31P
渡部委員 (事務所長) 44	・生原稿は話し言葉をそのまま書き込んだもので、それを各委員の責任にて訂正頂くことになり、手間と公開までの時間がかかるがどうか。	32P
池田委員 45	・チェックは誤字脱字等の間違い、明らかな何か打ち間違いだけでよいと考える。	32P
今本委員 46	・誤字脱字はなくすが、やはりいい日本語として残すためにも、趣旨を変えないことを前提とし、わかりやすく訂正することは、本人の良識に任せてよいのではないか。	32P
名合会長 47 *決定事項	・議事録は、趣旨を変えないことを前提に訂正頂くこととする。	33P

今本委員 50	・訂正は勝手にするのではなく、重大な修正なり削除のときには、この協議会に報告することとしたい。	33 P
事務局 64	・議事要旨と生原稿の様式については、別添資料の様式でよいか。	40 P
池田委員 65	・委員長、委員の発言と事務局の説明、決定事項は区分して記述して頂きたい。議事要旨については時系列的に整理した形で載せて頂きたい。また、公表資料については、概要と同時に委員から出した資料や意見も極力添付する形をとって頂きたい。	40 P
名合会長 66	・議事要旨と生原稿のまとめ方は、このフォーマットでよいとのことだが、右の欄に、議事による決定事項等は無くしてはどうか。	40, 41P
渡部副所長 67	・各委員の発言に対し事務局の説明を対応させる趣旨であるが、無くしてもよいと考える。 ・時系列とするか、項目に区分するかについては、ある程度テーマ項目に分けて整理した方が分かりやすいと考えるが。	41 P
池田委員 68	・左右2つに区分する必要はなく、各内容が誰の発言か、事務局の説明か、また決定事項が示されればよいのではないか。	41 P
鑛山委員 69	・項目の中で時系列に並べていただきたいなと思います。	42 P
事務局 80 81	・議事録の配布について、希望に応じ電子データを送ることとする。 ・議事内容の確認については、1週間から2週間の期間でお願いしてよいか。	46 P 46 P
池田委員 82	・2週間ぐらいの期間はとって頂きたい。	46 P

協議会の進め方に関する意見

発言者等	発言概要等	詳細議事録P
花口委員 10 鑛山委員 13 久保委員 14 池田委員 52	・津田永忠の公園構想MAPは、実に多くの人の思いを反映させてきているものであり、今後の進め方として、津田永忠記念公園のMAPをベースに話し合い、まず有効活用の内容について議論して、それが実現できるような工事を御検討していただきたい。	8,9P 10 P 11 P 34 P
事務局 70	・次回開催時には、前提事項とそれに伴う課題について説明をさせて頂きたい。現地見学等も考えているが、各種ワーキンググループやワークショップを開き、多様な意見を吸い上げる形を繰り返した中で、協議会も開催することで進めさせて頂きたい。また、そのようなことを繰り返しながら、16年度中に中間取りまとめをお願いしたいと考えている。	42 P
名合会長 71	・事務所の方でどのように考えているか、我々も情報として知っておくべきと思う。本協議会の目的と検討内容、具体的な検討事項について現在考えられている内容が示されている。このあたりについて説明を聞いて、議論するという方向で進めたいが、どうか。	43 P
池田委員 72	・有効活用を検討するのがメインなので、百間川でのいろいろな有効活用のことを計画された話などを聞きながら、その中で検討し、そこで必要に応じて治水の説明が要れば、この資料を使って説明してもらおうようにして頂きたい。	43 P
名合会長 73	・大体バックグラウンドを聞いておいて、有効活用を考えるとにもそういうことを考えた上で進めたらよいのではないかと考えるが。	43 P
千葉委員 74	・利活用ということが要望されるのであれば、初めに公園構想が出ているわけで、それを聞いて、その上で治水計画を話し、そしてまた必要があれば戻るなど、利活用の話を先に提案させてもらった方がよいと考える。	43 P
名合会長 75	・かなり絵もできておるといことなので、そのあたりをたたき台として他の利活用につい	44 P

	での御意見を伺うということでどうか。	
鑛山委員 76	・自分たちが公園構想したときにも、河川事務所の方がおられて、話をしながら構想を練ってきたので、やはり現地で、みんなの前で、同じ人から聞かせて頂きたい。	44 P
名合会長 79	・今回は、有効利活用についてのたたき台になるかと思っておりますので、そのあたりを中心に話しただいて、治水の前提事項については必要があれば説明して頂くということで、時間があれば現地まで行き、説明して頂き、さらに時間があれば協議頂くことでどうか。	45 P
*決定事項	〔異議なし〕	

活用方策に関する意見

発言者等	発言概要等	詳細議事録P
由比濱委員 53	・町内会の方々・住民・自然保護団体等が集まり、上流部周辺を自然公園化してはどうかという発想で案を書いたのが、津田永忠記念公園構想MAPである。できるだけ自然をそのまま残し、自然の中に津田永忠のつくった史跡等を保存しよう。公園化することによって、一般の人々に見てもらい、百間川の意義や、プロセス等をよく勉強してもらい、郷土に対する認識を深めて頂きたいという思いから作成した。	35P
由比濱委員 54	・国土交通省は、二の荒手を排水効率面から撤去しようとのことだが、我々の考えは、二の荒手は大事な歴史的財産だから残してほしいという考えである。旭川の分流部には増水時の監視する建物、倉庫だけではなく、津田永忠の資料を納めるなどのスペースを確保して頂きたい。	36P
青木委員 55	・貴重な自然を残したような公園というのは、非常に素晴らしいことで、こういった貴重な自然を残したようなものが実現できればいいなと考えている。	36P
渡部委員 (事務所長) 56	・河川防災ステーションに、どういうものをつくり、どういう機能を期待するか、誰がどう管理するかなどについて議論を頂き、提言として頂ければと考えている。	37P
藤原委員 57	・駐車場、防災機具庫を整備していただき、平素は憩いの場、大きな災害時にはヘリコプターでもおりられる広い空き地をつくって頂きたい。子供たちの水辺教室や地域住民のコミュニティ活動など、公民館的な防災資料館をつくって頂きたい。	37, 38P
青委員 58	・アユモドキの第2の候補地として、百間川で産卵させることを考えている。草が茂っている方がアユモドキの産卵には適しているため、そういうところを極力残して頂きたい。	38P
藤原委員 77	・一番の目的は住民が災害を受けないことが原点である。それに付随して植物も魚たちも鳥たちも喜んでくれるような桃源郷ができれば一番ありがたい。	44, 45P
千葉委員 78	・治水と利活用が全く相入れないという話ではない。技術的にも非常に発達しており、百間川ならでの新しい形態を提案するという方向で考えていけば良いと考える。	45P